

全ての児童生徒の学びの保障に向けた

あおもりし

COCOLOプラン

Comfortable Customized and Optimized Locations of learning



Save the bright futures
of our children

子どもたちの明るい将来を守ります

はじめに

本市の不登校児童生徒の状況は、全国同様増加傾向にあることから、教育委員会では、不登校対策として令和4年度から児童生徒の個別のプログラムを作成し、きめ細かな支援に取り組んできました。その結果、「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、おおよそ70%（令和4年～令和5年）となりました。

令和6年度は、「新たな不登校を生まない取組」として、全小・中学校に校内教育支援センターを設置し、支援しました。その結果、令和6年12月末時点で、校内教育支援センターを利用した児童生徒494名のうち、280名が教室に復帰するという結果を得るとともに、不登校児童生徒数も、12月末時点で前年度よりも61名少ない状況となりました。市内61小・中学校の校長のリーダーシップと教職員のきめ細かな指導の賜物と言えます。

令和7年度は、文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOCOプラン」において示された「学校に戻りたいと思ったときに転校するなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応」を踏まえ、令和7年度からは、市内小学校3校、中学校3校、計6校を、不登校児童生徒が市内一円から入学・転入学できる特認校として指定し、当該校の校内教育支援センターを効果的に活用した取組を進めることとしました。

この度、教育委員会では、不登校児童生徒に係る新たな取組を進めるに当たり、これまでの取組を含め、以下の3つの対策を「あおもりし COCOCO プラン」として取りまとめました。

1 不登校児童生徒の多様な学びの場を確保します

- (1) 家庭学習への支援
- (2) 校内教育支援センターによる支援
- (3) 市適応指導教室「フレンドリールームあおもり」による支援
- (4) 不登校等特認校による支援

2 児童生徒の SOS を「チーム学校」で支援します

- (1) 児童生徒の些細な変化を見逃さず、全校体制で支援します
- (2) 学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健やかな成長を支援します
- (3) 関係機関と連携し、必要な時に必要な支援が行われるようにします

3 夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成を目指します

- (1) 主体的・対話的で深い学びの充実を図ります
- (2) 多様性・包摂性のある教育活動を推進します
- (3) 児童生徒の人間関係形成・社会参画・自己実現の力を育成する教育活動を推進します
- (4) 児童生徒のウェルビーイングの向上に資する教育活動を推進します

たくさんの人のつながりの中で居場所づくり・絆づくりを支援する あおもりし COCOLO プラン（イメージ図）

青森市では、不登校の全ての児童生徒に学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- （１）学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につなぐことができます。（個別プログラム）
- （２）一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保します。（校内教育支援センター等）
- （３）学校に戻りたいと思った時に校内教育支援センターを利用したり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った対応をします。（不登校等特認校など）
- （４）学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒を対象に、カウンセリングや学習支援、集団生活への適応指導などを行い、学校復帰を目指しています。（市適応指導教室）

（２）令和 6 年 4 月～ 校内教育支援センター （市内全小・中学校）

学校には行けるけど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる部屋。



（１）令和 4 年 11 月～ 個別プログラム

1 人 1 台端末（オンライン授業や AI 型ドリル教材等）を活用した在宅学習。



（３）令和 7 年 4 月～ 不登校等特認校 （市内 6 小・中学校）

個別プログラムを活用しながら校内教育支援センターにおいて、特色ある教育活動に取り組みます。
※市内全域から入学・転入学可能

- 油川小学校・油川中学校
- 新城中央小学校・新城中学校
- 堤小学校・浦町中学校



< その他の不登校対策 >

- 保護者との教育相談会
※年 5 回程度実施
 - 美術館鑑賞体験「あおもり犬に会いに行こう」
※年 2 回実施
 - 不登校児童生徒への支援に係る情報交換会
※年 1～2 回実施
- < 参加団体 >
青森県総合学校教育センター教育相談課、あおもり若者サポートステーション、フリースクール等、児童発達支援・放課後等デイサービス、青森市役所福祉部子育て支援課、青森市 P T A 連合会、青森市小・中学校校長会 等



（４）平成 8 年 4 月～ 市適応指導教室 （フレンドリールーム あおいもり）

学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒を対象に、カウンセリングや学習支援、集団生活への適応指導などを行っています。

夜間中学

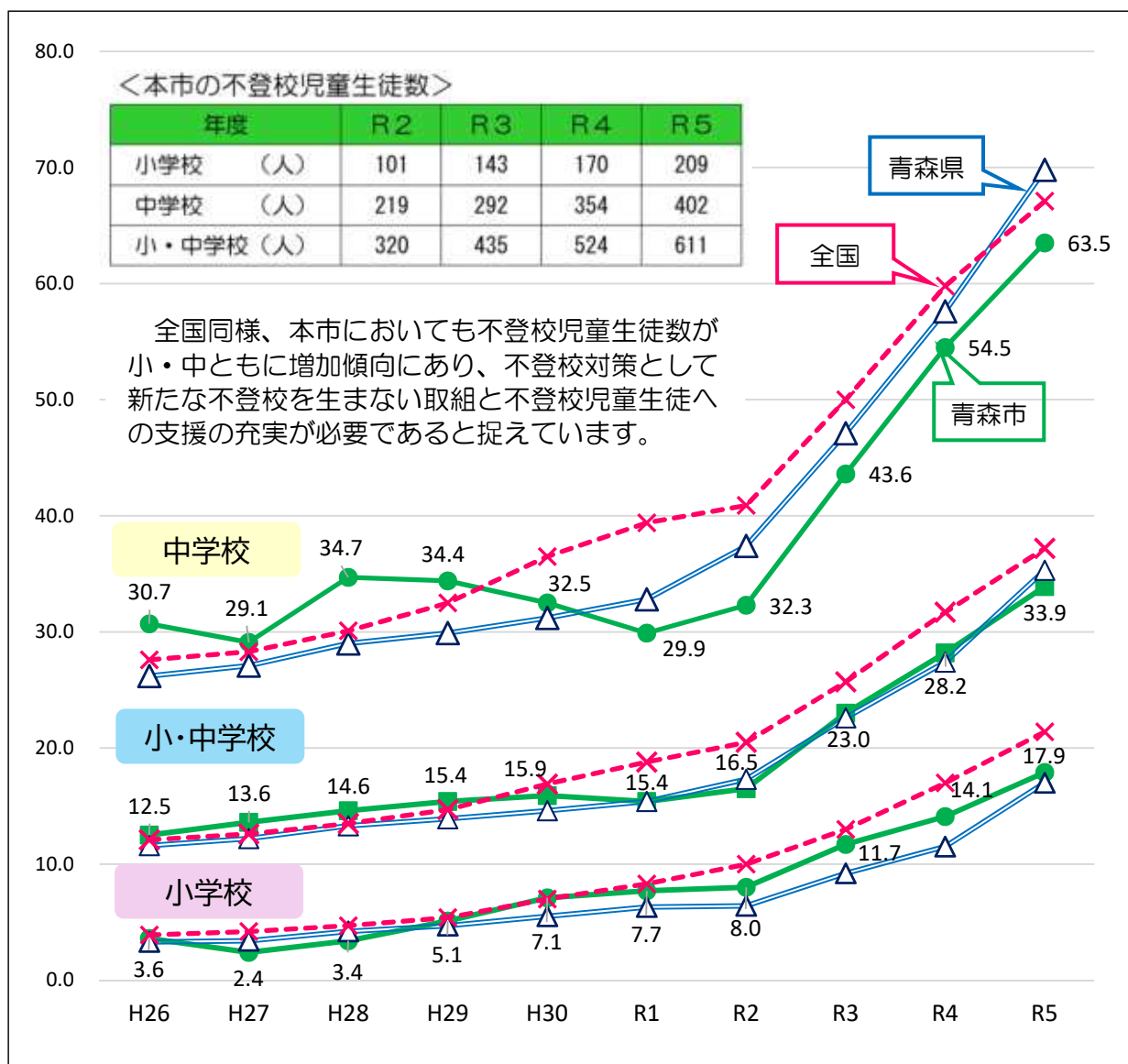
青森県公立夜間中学設置検討委員会において県内への開設が検討されています。



本市における不登校の現状

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果等)

1 不登校児童生徒数の推移 ※1,000 人当たりの不登校児童生徒数



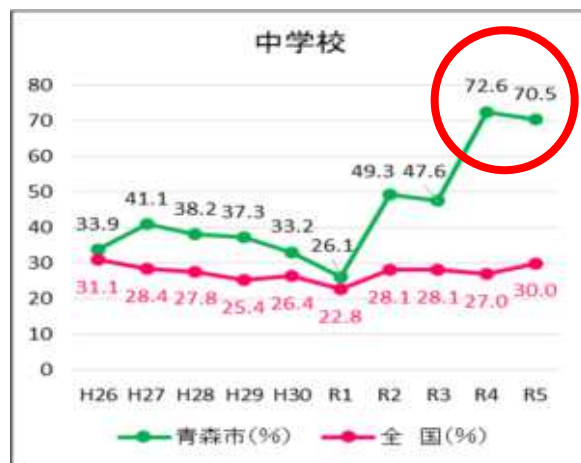
2 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合

＜ 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒とは ＞

「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、1年間の指導の結果、各学校が、以下の例を参考に個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

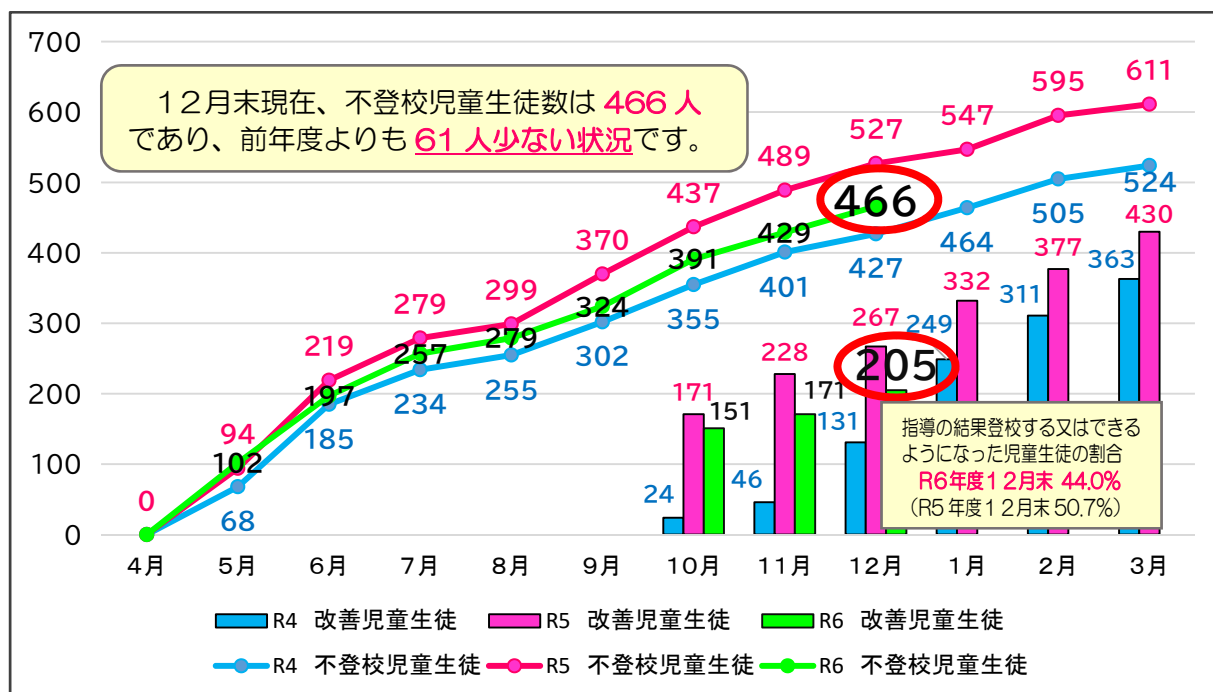
- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

引用：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査用紙



個別のプログラムを作成、活用し、組織的に支援した結果令和4年度、5年度は、小・中学校ともに約7割の児童生徒に改善が見られたことが報告されています。

3 月毎の不登校児童生徒数と指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒数



4 不登校児童生徒について把握した事実の割合

把握した事実	小学校	中学校	R5全国小	R5全国中
1 いじめの被害	0.0	0.0	1.8	1.0
2 いじめ被害を除く友人関係	7.4	9.2	11.5	14.4
3 教職員との関係	1.8	1.2	4.4	2.1
4 学業の不振	8.9	6.9	14.7	15.5
5 学校のきまり等	1.2	0.8	2.0	2.0
6 転編入学、進級時の不適応	1.2	7.1	3.3	4.5
7 家庭生活の変化	3.7	0.7	9.3	5.9
8 親子の関わり方	5.8	3.9	17.0	9.6
9 生活リズムの不調	12.0	10.3	24.5	22.1
10 あそび、非行	2.5	4.1	2.3	4.0
11 学校生活	26.4	28.0	32.2	32.2
12 不安・抑うつ	13.8	21.9	22.7	23.4
13 障害(疑いを含む)	5.2	3.7	8.8	5.9
14 個別の配慮(13以外)	10.1	2.2	8.5	5.5

不登校児童生徒について把握した事実としては、全国同様「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」「不安・抑うつ等の相談」「生活リズムの不調に関する相談」が高い割合を占めており、加えて「友人関係」や「学業」「家庭環境」「障害」等に関する相談も寄せられています。

対策1 不登校児童生徒の多様な学びの場を確保します

児童生徒一人一人の実態に応じた支援のため、児童生徒及び保護者の思いや考えを聴き取り、個別のプログラム（令和4年11月～）を作成・活用し、多様なニーズに応じた学びの場の確保に努めます。

（1）家庭学習への支援

個別のプログラムの作成・活用により、1人1台端末（オンライン授業やAI型ドリル教材等）やドリル、作業などによる学習を支援します。

（2）校内教育支援センター（令和6年4月～）による支援

登校はできるが学級に入れない時や、平時は学級にいるものの、少し気持ちを落ち着かせたい時に利用でき、教育相談や学習支援をする場所として、市内全小・中学校に設置しています。

（3）適応指導教室「フレンドリールームあおいもり」（平成8年4月～）による支援

学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教育相談や学習支援、集団生活への適応指導などを行っています。

（4）不登校等特認校（令和7年4月～）による支援

市内全域から入学・転入学（転校）を可能とする特認校（油川小学校・油川中学校、新城中央小学校・新城中学校、堤小学校・浦町中学校）を設置します。

6校の校内教育支援センターでは、市適応指導教室「フレンドリールームあおいもり」とも連携をしながら支援の充実を図ります。

対策2 児童生徒のSOSを「チーム学校」で支援します

児童生徒の成長・発達の段階での多様な不安・悩みについて、子どものSOSのサインを迅速に受け止め、問題の未然防止・早期発見・早期対応に努め、家庭・地域・関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を「チーム学校」で支援します。

（1）児童生徒の些細な変化を見逃さず、全校体制で支援します

各学校では、安全・安心な学校生活実現に向けて、ガイダンスの機能の充実に努め、わかる授業や成就感を味わわせる教育活動に取り組みます。

また、児童生徒の些細な変化を捉えられるよう、教職員による切れ目のない心身の健康観察を行い教育相談につなぎます。その他、児童生徒が安心して相談できるよう、1人1台端末を活用した健康相談・教育相談を行います。

（2）学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健やかな成長を支援します

教育委員会では「家庭は教育の原点であり、子どもの健やかな成長のために家庭が果たす役割はとても重要」との考えに立ち、学校と家庭との更なる連携の充実を図るため、市小・中学校校長会、市PTA連合会等と協議し、リーフレット「子どもの健やかな成長と笑顔を支えるための7か条」、「見逃さないで！子どものサイン」にまとめ、不登校を生まない体制づくりを構築します。

このことを踏まえ、各学校では、家庭と連携しながら「いつ、だれが、どのような支援をするのか」支援方法・支援内容を協議し、個別のプログラムの作成・活用による支援を行います。また、学校運営協議会等を通して、地域と連携して校内教育支援センターにおける地域ボランティアによる支援なども行われています。

<教育相談会>

教育委員会では、学習面や生活面に悩みや不安を抱え、学校を休みがちな児童生徒の保護者を対象に令和4年度から年3～5回の教育相談会を実施しています。相談会では、学校及び教育委員会や関係機関による各種支援、不登校児童生徒やその保護者の経験談などに係る情報提供、個別相談などを行っています。相談会後も定期的に保護者と関わりをもち、保護者の悩みや不安の軽減に努めています。

12月の教育相談会では、中学3学年の生徒及びその保護者を対象に、進路に係る情報提供等及び個別相談を行っています。

(3) 関係機関と連携し必要な時に必要な支援が行われるよう支援します

各学校では、悩みや不安を抱える児童生徒を把握した場合には、ケース会議を開催し、教職員間で情報を共有した上で、家庭と連携を図りながら支援策を検討します。その際に、児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーをはじめ、各種関係機関と連携した支援に努めます。

<不登校児童生徒への支援に係る情報交換会>

教育委員会では、平成30年から、不登校児童生徒への支援の充実を図るため、関係機関10団体との年1～3回の情報交換会を実施し、各団体の支援の現状について情報共有し、連携の充実を図っています。

【参加団体】青森県総合学校教育センター教育相談課、あおもり若者サポートステーション、フリースクール、児童発達支援・放課後等デイサービス、青森市役所福祉部子育て支援課、青森市PTA連合会、青森市小・中学校校長会 等

<県立美術館と連携した美術館鑑賞体験 「あおもり犬に会いに行こう」>

学校を休みがちで、校外学習の機会が少ない児童生徒に、様々な体験をさせていくことは、児童生徒が自身の可能性を発見していく上で重要なことと考え、青森県立美術館の協力を得て、「あおもり犬に会いに行こう」を合言葉に、青森県立美術館のシンボルである奈良美智さんの作品に触れる鑑賞体験を令和5年度から年2回実施しています。

対策3 夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成を目指します

各学校では、校長のリーダーシップの下、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の編成と確実な実施に努め、教職員の創意工夫、家庭・地域との連携により、本市の学校教育指導の方針である「夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成」を目指します。また、学校評価等を通して、児童生徒や保護者の自校の教育活動への満足度や安心感、教職員への信頼感などを把握し学校経営や学校運営の改善を図ります。

(1) 主体的・対話的で深い学びの充実を図ります

不登校の要因の一つとして「学業不振」が挙げられています。このことを踏まえ、各学校では、児童生徒が個々の学習進度や興味・関心等に応じて学び個別最適な学びや、子ども同士が協働しながら学び合う協働的な学びを一体的に充実させることにより、「わかる授業づくり」を推進します。

(2) 多様性・包摂性のある教育活動を推進します

不登校の要因として「友人関係」「学校生活」「家庭生活の変化」「親子の関わり方」「障害」等が挙げられており、各学校では、いじめ、発達障害、日本語指導、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、児童生徒の状況の多様化に対して、子どもの危機を見逃さない体制づくりを構築するとともに、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、個別の指導・支援に努めるなど、多様性・包摂性のある教育を推進します。

いじめ問題については、学校毎にいじめ防止基本方針を策定し、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うとともに、いじめ防止対策委員会を活用しながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

(3) 児童生徒の人間関係形成・社会参画・自己実現の力を育成する教育を推進します

不登校の要因として「学校生活」「学校のきまり」も挙げられています。これらを踏まえ、各学校において、青森市子どもの権利条例を学ぶ時間を設定し、生徒会活動や学級活動等を通して、児童生徒が校則や学校生活について主体的に話し合う機会を設定します。(児童生徒が話し合い、決定した校則は、各校のホームページに公表しています。)

(4) 児童生徒のウェルビーイングの向上に資する教育活動を推進します

国の第4期教育振興基本計画においては、「持続可能な社会の創り手の育成」と「児童生徒のウェルビーイングの向上」を2つのコンセプトとしています。本市においてはこれら2つのコンセプトを同時に可能とする教育活動として、ボランティア教育を推進します。各学校からは、児童生徒が「持続可能な社会の創り手」として、地域での多様な活動に参画し、成就感を得ているとの報告を受けています。

実効性を高める取組

(1) 全小・中学校で共通の支援策を実施します

本市においては、個別のプログラムを活用した支援、校内教育支援センターの設置をはじめ、本プラン「あおもりし COCOLO プラン」に示した対策1～3について、全小・中学校において、共通の支援策として実施します。

(2) 校長研修講座を通して不登校対策の改善に努めます

教育委員会では、全小・中学校における不登校児童生徒への支援状況を把握し、効果的な取組や留意点等をまとめ、年4回開催している校長研修講座で共有し、各校における不登校対策の改善に努めます。

(3) 学校における働き方改革を推進します

教育委員会では、各種支援スタッフの配置、学校DXの推進、校内多忙化解消委員会の設置などにより、教師のワークライフバランスを考慮した働き方改革を進め、教師が児童生徒と接する時間を確保します。